

# 修学旅行等実施におけるガイドライン (第3版)

令和4年5月24日

さいたま市教育委員会

## はじめに

---

各学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル～「学校の新しい生活様式」～に基づき、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していただいているところです。

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022年4月1日付け）」においても、「地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。」とされています。

特に、修学旅行等は、学習指導要領において「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動」として位置付けられており、その意義は大きく児童生徒にとっても強い印象として残り得る価値ある教育活動です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。修学旅行等の実施については、感染状況等を踏まえ、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、実施に向けて特段の配慮が求められます。

そこで今回、修学旅行等について、感染症対策を徹底し、学校が安心・安全に実施されるよう、実施上の留意点等について本ガイドラインを改訂しました。

本ガイドラインを基に、学校の実態に応じて、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの内容については、今後の感染症の状況により変更することがあります。

# 目 次

1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 修学旅行等の実施における判断基準・・・・・・・・ 1
3. 実施計画作成上の留意点・・・・・・・・・・・・ 2
4. 修学旅行等の実施における感染予防対策等・・ 3
5. 修学旅行等の実施を見合わせる場合・・・・・・・・ 7

(別紙1)【学校用】修学旅行等の実施におけるチェックリスト(例)

(別紙2) 修学旅行用 体温記録票(例)

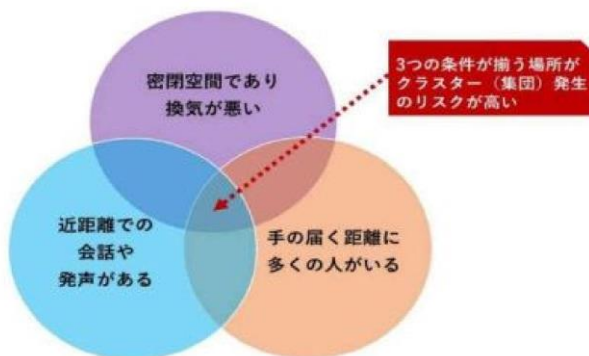
(別紙3) 修学旅行中における体調不良者等への対応フロー図

(別紙4)「館岩少年自然の家」における濃厚接触者等の候補者の扱いについて(改訂版)

## <全ての活動に共通して配慮すべき事項>

### 重要ポイント①

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示されている3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。



### 重要ポイント②

基本的な感染症対策を徹底する。

- 手洗い（ウイルスを持ち込まない、持ち出さない）
- マスク（自分を守る、相手を守る）
- 換気（密閉空間を作らない）

## 1. 基本的な考え方

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル（2021. 3. 23 第6版）」及び本ガイドラインに基づき、旅行事業者等と綿密に連携し、感染防止策を徹底した上で実施すること。
- ・実施に当たっては、各学校の実態に応じて県内・近隣府県も含めた旅行先変更や行程の見直し、日程の短縮などについて十分に検討を行うこと。
- ・実施に当たっては、児童生徒及び保護者に対して理解が得られるよう、丁寧な対応をすること。

## 2. 修学旅行等の実施における判断基準

- ・修学旅行等の実施に当たっては、「さいたま市立小・中学校等が行う校外における行事の実施基準」、「さいたま市立中等教育学校が行う校外における行事の実施基準」、「さいたま市立高等学校が行う校外における行事の実施基準」によること。参加率が下回る場合、校長は教育委員会と協議をし、実施について判断すること。
- ・修学旅行等の実施前に、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が判明した場合については、「5. 修学旅行等の実施を見合わせる場合」に基づくこと。

### 3. 実施計画作成上の留意点

---

- ・学校は以下に示す参考資料を基に、旅行中の新型コロナウイルス感染症防止対策に努めること。
- ・通常実施していない時期の旅行等の在り方や感染症防止対策について、旅行事業者との打合せや事前の下見等により十分に情報を収集し、その内容を踏まえた上で実施計画を作成すること。
- ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、事前調査に加えて、新型コロナウイルス感染症による重症化リスクの可能性も事前に把握し、該当児童生徒の保護者及び、主治医や学校医、医療的ケア指導医に相談の上、参加の方法について検討すること。

#### 参考資料

- ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（2021年11月22日 一般社団法人 日本旅行業協会）  
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>
- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版 一部改訂）」（2021年11月22日 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）  
<https://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/427>
- ・新しい修学旅行「京都スタイル」～京都発 ウィズコロナ社会での安心・安全なおもてなし～（第5版）（令和4年4月 京都観光推進協議会）  
<https://shugakuryoko.kyoto.travel/covid19/>
- ・奈良県における新型コロナウイルス感染症にかかる修学旅行生への対応について（令和2年7月21日 奈良県知事）  
<https://www.pref.nara.jp/item/232285.htm#moduleid27360>
- ・【お願い】 栃木県日光市へお越しの旅行者の皆さまへ（2021年2月6日 一般社団法人 日光市観光協会）  
<http://www.nikko-kankou.org/s/news/821/>

※常に最新版を御確認ください。

## 4. 修学旅行等の実施における感染予防対策等

### (1) 実施前

※実施に当たっては、(別紙1)及び(別紙2)を参考にすること。

- ・学校は、実施について保護者に対して丁寧な説明を行った上で、「参加同意書(学校作成)」により、保護者の了解を得ること。
- ・出発の2週間前から体調の管理に十分配慮するよう事前指導を行うこと。
- ・同居の家族も含め、児童生徒の検温と健康観察を徹底すること。
- ・実施当日も検温と健康観察を行い、発熱や風邪等の症状を有した場合は、修学旅行等の参加はできないことを指導すること。
- ・児童生徒の食物アレルギーや既往症の事前調査を行うこと。

### (2) 集合時・解散時

- ・実施当日の起床後に行う家庭での検温に加え、教職員が非接触型の検温計等を使用した検温及び健康観察を行うこと。

※発熱等の症状を確認した場合には、保護者に連絡し、迎えを要請すること。

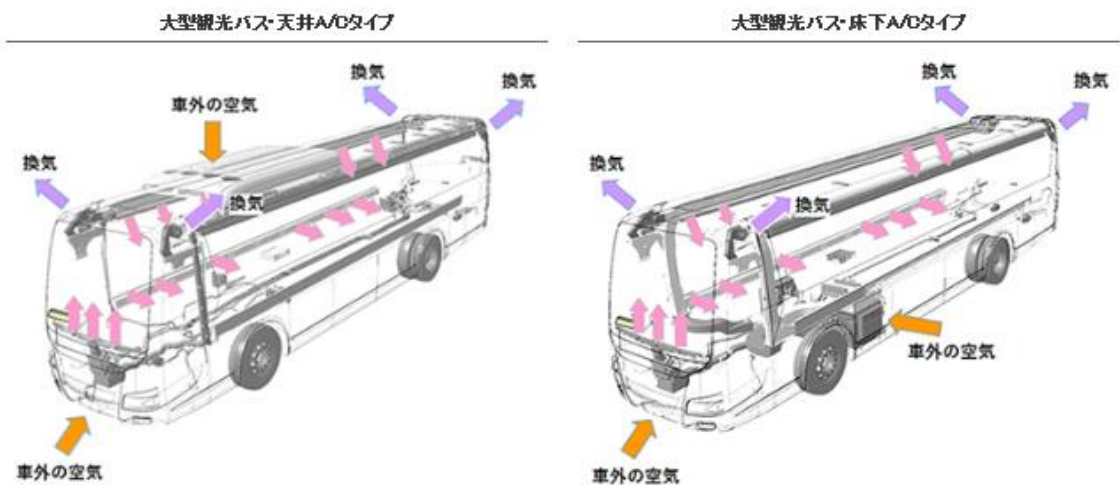
- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・可能な限り開放した広い場所を確保し、集合の方法、隊形、移動方法や経路について、十分余裕を持たせること。
- ・点呼や注意指導等は短時間でを行うこと。

### (3) 実施中の移動

#### ①借上げバスを利用する場合

- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・車内での飲食・バスレク等は控えること。

※バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 5～6分

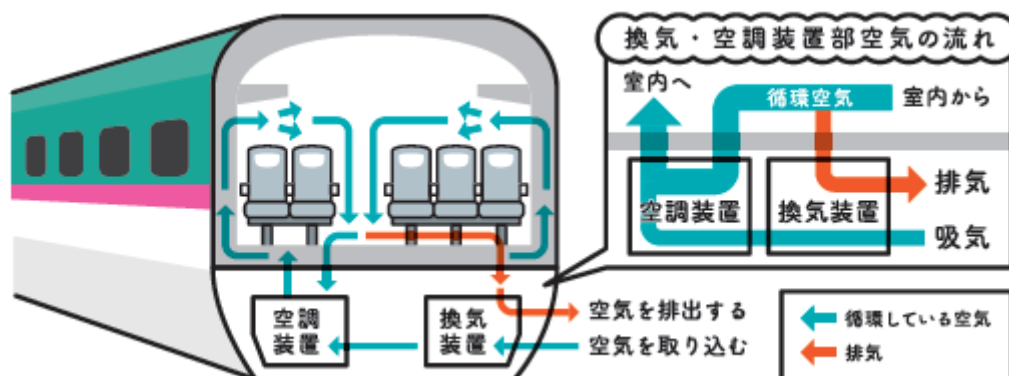


(三菱ふそうHPより)

## ②新幹線を利用する場合

- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・車内での飲食を控えること。ただし、やむを得ず朝食等をとる場合には、黙食とし、隣席同士で時間をずらしてとるなどして感染症対策を徹底すること。
- ・車内での移動を最小限にし、向かい合わせで座ることのないようにすること。

※車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 6～8分



(JR東日本HPより)

## ③航空機を利用する場合

- ・新幹線を利用する場合に準じること。

※機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 2～3分

## ④指定座席ではない電車を利用する場合

- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・混雑時間帯を避け、比較的空いている車両又は列車を利用すること。

## ⑤タクシーを利用する場合

- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・後部座席に着席が可能である場合、できる限り助手席は使用しないこと。
- ・換気のために、走行中はできる限り窓を開けること。

## ⑥路線バスを利用する場合

- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
  - ・混雑時間帯を避け、比較的空いている路線バスを利用すること。
- ※バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 3分

## (4) 活動中

- ・こまめな手洗い、手指の消毒等を徹底すること。
- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。

- ・時間にゆとりをもって行動すること。
- ・各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用をすること。
- ・グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意すること。
- ・感染拡大を最小限に抑えられるよう、出発時と同じグループでの行動を徹底すること。
- ・感染範囲の特定の為、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録に残すこと。
- ・体験学習プログラム等を実施する場合は、各体験活動施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用をすること。
- ・館内の設備・売店・トイレ等を利用する場合は、可能な範囲で「密」を避ける工夫をすること。

## (5) 宿泊時

- ・こまめな手洗い、手指の消毒等を徹底すること。
- ・マスクを着用し、会話は控えめにすること。
- ・食事については、可能な限り時間差をつけた交代制の食事とする、座席を向かい合わせにしない、静かに食べるなどの感染防止対策を徹底すること。特に部屋食の場合は、教職員が各部屋を巡回し、児童生徒の食事の様子を確認するとともに、必要な指導を行うこと。
- ・バイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの食事にするなどの工夫をすること。
- ・食事等の際に、障害のある児童生徒に介助を行う教員は、特に手洗いや手指消毒を徹底すること。
- ・入浴については、浴場の換気を十分に行い、同時に入室する人数を制限しながら利用すること。
- ・夕食後や入浴後に、大人数を集めて実施する活動は原則控えることが望ましいが、実施を計画する場合は、活動内容を十分吟味の上、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。
- ・更衣室・入浴中の会話はなるべく控えるようにすること。
- ・基本的に食事・入浴・就寝の時間以外は、マスクを着用すること。また、障害のある児童生徒については、一人ひとりの状態に応じて対応すること。
- ・朝・夕・就寝前の定期的な検温を行い、体調不良者が発生した場合は、特段の配慮をすること。

## (6) 実施後

- ・引き続き検温を実施する等、児童生徒及び引率した学校職員の健康状態の経過観察を一定期間（2週間を目安）行うこと。



## (7) 実施中に発熱等の体調不良者があった場合

### ①発熱等の症状がみられる者（本人）

- ・活動をとりやめ、別室等で待機すること。
- ・旅行先の相談ダイヤルや保健所等に相談し、指示を仰ぐこと。
- ・保護者に連絡し、迎えの準備をお願いすること。併せて、PCR検査や抗原検査の実施について確認すること。

#### <検査結果が陽性だった場合>

- ・保護者に連絡し、迎えを要請すること。併せて、帰宅する際には公共交通機関が使えないことを伝え、帰宅方法について確認すること。
- ・教育委員会に連絡すること。

#### <検査結果が陰性だった場合>

- ・保護者に連絡し、迎えを要請すること。

#### <保護者の了承が得られず、検査を実施しない場合>

- ・保護者に連絡し、迎えを要請すること。

### ②濃厚接触者の候補となる可能性がある者（周辺者）

- ・発熱等の症状がみられる者がいた場合、濃厚接触者の候補となる可能性がある者を特定し、感染防止策を万全にしながら別行動とすること。

#### <発熱等の症状がみられる者が陽性の場合>

- ・濃厚接触者の候補となるため、活動を取り止め、別室等で待機すること。
- ・保護者に連絡し、迎えを要請すること。帰宅する際には公共交通機関等の利用はできる限り避けるよう依頼すること。
- ・教育委員会に連絡すること。

#### <発熱等の症状がみられる者が陰性の場合>

- ・濃厚接触者の候補とならないため、感染症対策を徹底した上で通常どおりの活動を継続すること。

※「修学旅行中における体調不良者等への対応フロー図」を参照すること。

※自然の教室については、『「館岩少年自然の家」における濃厚接触者等の候補者の扱いについて（改訂版）』を参照すること。

### 教育委員会連絡先

児童生徒の場合	健康教育課（048-829-1679）
学校職員の場合	【小・中・特別支援学校】 教職員人事課（048-829-1654）
	【中等教育学校・高等学校】 高校教育課（048-829-1671）

## (8) 旅行時に配慮すべき持参物

- ・マスク (1日1枚、手作りマスク等でも可)
- ・体温計
- ・ハンカチ (1日1枚、個人で使用し、共有はしない)
- ・ティッシュ
- ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等
- ・使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋

## (9) その他の配慮事項

- ・修学旅行等の実施の有無にかかわらず、日頃から「感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されない」という高い意識をもち、児童生徒への指導を行うこと。
- ・児童生徒が修学旅行等に関連して不安や悩みを抱えるなど、心配な状況が見られた場合には、特定の学校職員で抱え込まず、組織的に迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ・体調不良の児童生徒が発生した段階で、他の児童生徒の健康観察、換気や消毒等を確実に行うこと。また、該当の児童生徒に対し、誹謗中傷や嫌がらせ等が行われないよう配慮すること。

## 5. 修学旅行等の実施を見合わせる場合

---

### (1) 実施日に学校が「臨時休業」となった場合

### (2) 実施日に該当学年が「学年閉鎖」となった場合

※修学旅行実施予定日より前に「臨時休業」・「学年閉鎖」の期間が終了し、保健所が、該当学年の児童生徒に感染の恐れがないと判断した場合は実施可能

### (3) その他の場合

- ・学校、教育委員会及び学校医等と協議し、校長が決定する。